

## 公開買付開始公告の訂正の公告

各 位

2020年9月11日

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階  
株式会社BCJ-48  
代表取締役 杉本 勇次

株式会社BCJ-48（以下、「公開買付者」といいます。）は、株式会社キリン堂ホールディングスの株券を対象とする公開買付けに関し、2020年9月11日付の公開買付開始公告（以下、「本公開買付開始公告」といいます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第27条の7第1項に基づき、下記のとおり公告いたします。

なお、本訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではございません。

### 記

#### 1. 訂正の内容

訂正箇所には下線を付しております。

##### 1. 公開買付けの目的

###### (1) 本公開買付けの概要 (訂正前)

(前略)

寺西豊彦氏及び寺西忠幸氏は、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、また、企業価値向上のために共通の目標を持つため、本公開買付けの終了後において、公開買付者の株式を直接又は間接的に所有することを検討しております。また、寺西廣行氏は、対象者の完全子会社である株式会社キリン堂（以下「キリン堂」といいます。）の取締役として引き続き対象者を支援する意向を有しており、また、企業価値向上のために共通の目標を持つため、本公開買付けの終了後において、公開買付者の株式を直接又は間接的に所有することを検討しております。寺西豊彦氏、寺西廣行氏及び寺西忠幸氏は、それぞれ、本公開買付けの終了後において（対象者を非公開化するための手続き（以下「本スクイーズアウト手続き」といいます。）完了後3ヶ月以内に（仮にやむを得ない事情で延期する場合も、遅滞なく））、公開買付者の株式を直接又は間接的に所有することを検討しております。そのため、寺西豊彦氏、寺西廣行氏、寺西忠幸氏及び公開買付者は、公開買付者を存続会社、対象者を消滅会社とし、公開買付者親会社の普通株式を合併対価とする三角合併（以下「本合併」といいます。）を実施し、公開買付者が本合併の対価となる公開買付者親会社の株式を取得するために必要となる手続等を実施する予定です。その結果、最終的には、寺西豊彦氏、寺西廣行氏及び寺西忠幸氏の公開買付者親会社の普通株式の所有割合の合計と、本公告日現在において公開買付者親会社の完全親会社であるBCPE Knight Cayman, L.P.の所有割合が原則として40対60となる数の公開買付者親会社の普通株式を所有する予定です。なお、寺西廣行氏が最終的に公開買付者親会社の株式の一部を保有するための取引については、現時点で具体的な方法については合意しておりませんが、本合併の効力発生前に寺西豊彦氏から対象者株式の一部を譲り受ける方法、又は本合併の効力発生後に寺西忠幸氏又は寺西豊彦氏から公開買付者親会社の株式の一部を譲り受ける方法等を検討しております。また、本合併の合併比率につきましては、公開買付価格の均一性規制（法27条の2第3項）に抵触しないよう、適切な合併比率を定める予定です。すなわち、合併対価となる公開買付者親会社の1株あたりの株式価値は、公開買付完全親会社が本公開買付けや本スクイーズアウト手続きに必要な資金の借入れを行う関係で対象者株式の価値よりも低くなっており、それを加味した上で、合併対価を受け取る株主が、実質的に本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格以上の対価を受け取ることはないよう、適切な合併比率を定めることを想定しております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

寺西豊彦氏及び寺西忠幸氏は、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、また、企業価値向上のために共通の目標を持つため、本公開買付けの終了後において、公開買付者の株式を直接又は間接的に所有することを検討しております。また、寺西廣行氏は、対象者の完全子会社である株式会社麒麟堂（以下「麒麟堂」といいます。）の取締役として引き続き対象者を支援する意向を有しており、また、企業価値向上のために共通の目標を持つため、本公開買付けの終了後において、公開買付者の株式を直接又は間接的に所有することを検討しております。寺西豊彦氏、寺西廣行氏及び寺西忠幸氏は、それぞれ、本公開買付けの終了後において（対象者を非公開化するための手続き（以下「本スクイーズアウト手続き」といいます。）完了後3ヶ月以内に（仮にやむを得ない事情で延期する場合も、遅滞なく））、公開買付者の株式を直接又は間接的に所有することを検討しております。そのため、寺西豊彦氏、寺西廣行氏、寺西忠幸氏及び公開買付者は、公開買付者を存続会社、対象者を消滅会社とし、公開買付者親会社の普通株式を合併対価とする三角合併（以下「本合併」といいます。）を実施し、公開買付者が本合併の対価となる公開買付者親会社の株式を取得するために必要となる手続きを実施する予定です。その結果、最終的には、寺西豊彦氏、寺西廣行氏及び寺西忠幸氏の公開買付者親会社の普通株式の所有割合の合計と、本公告日現在において公開買付者親会社の完全親会社であるBCPE Knight Cayman, L.P.の所有割合が原則として40対60となる数の公開買付者親会社の普通株式を所有する予定です。なお、寺西廣行氏が最終的に公開買付者親会社の株式の一部を保有するための取引については、現時点で具体的な方法については合意しておりませんが、本合併の効力発生前に寺西豊彦氏から対象者株式の一部を譲り受ける方法、又は本合併の効力発生後に寺西忠幸氏又は寺西豊彦氏から公開買付者親会社の株式の一部を譲り受ける方法等を検討しております。また、本合併の合併比率を定めるにあたっては、公開買付価格の均一性規制（法27条の2第3項）に抵触しないよう、対象者株式の価値は本公開買付価格を上回らない価格で評価し、また、本合併の合併比率の前提となる公開買付者親会社の株式価値の算定に当たっては、公開買付者親会社が本公開買付けや本スクイーズアウト手続きに伴い資金の借入債務を負担することとなることを考慮したうえでこれを算定し、その結果、本合併の効力発生日の寺西豊彦氏、寺西廣行氏及び寺西忠幸氏の公開買付者親会社の普通株式の所有割合の合計とBCPE Knight Cayman, L.P.の所有割合は、概ね40対60となる予定です。

(後略)

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの背景等

(訂正前)

(前略)

また、寺西忠幸氏及び寺西豊彦氏は、過去に事業会社との提携について検討を行ったものの、対象者のドラッグストア市場における関西圏を中心とした高いシェア及び強固な事業基盤を活かし、対象者の企業価値の向上に資する具体的な施策を見出せず、当該提携は対象者の企業理念・経営方針を活かすには得策ではないと考えるに至っており、他の投資ファンドとも接触の機会を持ったものの、本取引のような経営方針の一致には至りませんでした。そのような中で対象者の成長のために最適な施策を検討していたところ、公開買付者を所有・運営するベインキャピタルより上場会社の非公開化を含めた様々な資本政策についての協議を行うことを打診され、2019年6月中旬から対象者に関する経営施策及び最適な資本構成について意見交換及びディスカッションを重ねておりました。寺西忠幸氏及び寺西豊彦氏は、その後、本取引を実行するにあたって最適なパートナーを決定するにあたり、ベインキャピタルを含むパートナー候補から比較・検討を行った結果、世界的に著名で日本でも非常に高い実績を有し、ドラッグストア業界を含む小売業界においても、ニューヨーク都市部を中心に展開する大手ドラッグストアチェーンであるDuane Readeやカナダの大手ドラッグストアチェーンであるShoppers Drug Mart、日本国内では株式会社すかいらーくや株式会社ドミノ・ピザジャパン等、複数の投資案件を実行し、対象者の事業に深い知見を有するプライベートエクイティファンドであるベインキャピタルがパートナーとなるのが最良の選択肢であると判断し、2020年5月下旬、対象者が中長期的な視点で持続的な企業価値の向上を実現させていくためには、対象者内の経営資源に限定せず、ベインキャピタルとともに対象者株式を非公開化した上で、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した新しい経営体制を構築し、対象者の従業員が一丸となって対象者の成長戦略・事業構造改革の実行及び事業の積極展開に取り組むことが最善の手段であるとの認識に至り、ベインキャピタルとの間で本取引に関する協議を開始し、寺西忠幸氏及び寺西豊彦氏とベインキャピタルの対象者に対する共同経営体制、本取引実施後の対象者の経営の在り方・基本方針等につき協議を重ねてまいりました。また、ベインキャピタルと寺西忠幸氏及び寺西豊彦氏は、寺西豊彦氏、寺西廣行氏及び寺西忠幸氏が本公開買付けの終了後において公開買付者の株式を直接又は間接的に所有することについても協議を行いました。(i) 寺西豊彦氏及び寺西忠幸氏は、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、また、企業価値向上のために共通の目標を持つため、また、(ii) 寺西廣行氏は、対象者の完全子会社であるキリン堂の取締役として引き続き対象者を支援する意向を有しており、また、企業価値向上のために共通の目標を持つため、それぞれ本公開買付けの終了後において公開買付者の株式を直接又は間接的に所有すること、並びに寺西豊彦氏、寺西忠幸氏及び寺西廣行氏の所有割合の合計と、ベインキャピタルの所有割合が概ね40対60となるよう再出資を行うことをベインキャピタルに要望しました。ベインキャピタルとしても、対象者の企業価値向上のためには寺西豊彦氏、寺西忠幸氏及び寺西廣行氏と企業価値向上のために共通の目標を持つことが重要であると考えてに至り、かかる要望を受け入れることで方向性が一致するに至りました。なお、ベインキャピタルと寺西忠幸氏及び寺西豊彦氏は、上記再出資のスキームについて協議を重ねた結果、2020年9月上旬、本スクイーズアウト手続きの完了後3ヶ月以内に（仮にやむを得ない事情で延期する場合も、遅滞なく）、公開買付者を存続会社、対象者を消滅会社とし、公開買付者親会社の普通株式を合併対価とする本合併を実施し、公開買付者が本合併の対価となる公開買付者親会社の株式を取得するために必要となる手続等を実施することについても合意することで方向性が一致するに至りました。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、寺西忠幸氏及び寺西豊彦氏は、過去に事業会社との提携について検討を行ったものの、対象者のドラッグストア市場における関西圏を中心とした高いシェア及び強固な事業基盤を活かし、対象者の企業価値の向上に資する具体的な施策を見出せず、当該提携は対象者の企業理念・経営方針を活かすには得策ではないと考えるに至っており、他の投資ファンドとも接触の機会を持ったものの、本取引のような経営方針の一致には至りませんでした。そのような中で対象者の成長のために最適な施策を検討していたところ、公開買付者を所有・運営するベインキャピタルより上場会社の非公開化を含めた様々な資本政策についての協議を行うことを打診され、2019年6月中旬から対象者に関する経営施策及び最適な資本構成について意見交換及びディスカッションを重ねておりました。寺西忠幸氏及び寺西豊彦氏は、その後、本取引を実行するにあたって最適なパートナーを決定するにあたり、ベインキャピタルを含むパートナー候補から比較・検討を行った結果、世界的に著名で日本でも非常に高い実績を有し、ドラッグストア業界を含む小売業界においても、ニューヨーク都市部を中心に展開する大手ドラッグストアチェーンであるDuane Readeやカナダの大手ドラッグストアチェーンであるShoppers Drug Mart、日本国内では株式会社すかいらーくや株式会社ドミノ・ピザジャパン等、複数の投資案件を実行し、対象者の事業に深い知見を有するプライベートエクイティファンドであるベインキャピタルがパートナーとなることが最良の選択肢であると判断し、2020年5月下旬、対象者が中長期的な視点で持続的な企業価値の向上を実現させていくためには、対象者内の経営資源に限定せず、ベインキャピタルとともに対象者株式を非公開化した上で、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した新しい経営体制を構築し、対象者の従業員が一丸となって対象者の成長戦略・事業構造改革の実行及び事業の積極展開に取り組むことが最善の手段であるとの認識に至り、ベインキャピタルとの間で本取引に関する協議を開始し、寺西忠幸氏及び寺西豊彦氏とベインキャピタルの対象者に対する共同経営体制、本取引実施後の対象者の経営の在り方・基本方針等につき協議を重ねてまいりました。また、ベインキャピタルと寺西忠幸氏及び寺西豊彦氏は、寺西豊彦氏、寺西廣行氏及び寺西忠幸氏が本公開買付けの終了後において公開買付者の株式を直接又は間接的に所有することについても協議を行いました。(i)寺西豊彦氏及び寺西忠幸氏は、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、また、企業価値向上のために共通の目標を持つため、また、(ii)寺西廣行氏は、対象者の完全子会社であるキリン堂の取締役として引き続き対象者を支援する意向を有しており、また、企業価値向上のために共通の目標を持つため、それぞれ本公開買付けの終了後において公開買付者の株式を直接又は間接的に所有すること、並びに寺西豊彦氏、寺西忠幸氏及び寺西廣行氏の所有割合の合計と、ベインキャピタルの所有割合が概ね40対60となるよう再出資を行うことをベインキャピタルに要望しました。ベインキャピタルとしても、対象者の企業価値向上のためには寺西豊彦氏、寺西忠幸氏及び寺西廣行氏と企業価値向上のために共通の目標を持つことが重要であると考えてに至り、かかる要望を受け入れることで方向性が一致するに至りました。なお、ベインキャピタルと寺西忠幸氏及び寺西豊彦氏は、上記再出資のスキームについて協議を重ねた結果、2020年9月上旬、本スクイーズアウト手続きの完了後3ヶ月以内に（仮にやむを得ない事情で延期する場合も、遅滞なく）、公開買付者を存続会社、対象者を消滅会社とし、公開買付者親会社の普通株式を合併対価とする本合併を実施し、公開買付者が本合併の対価となる公開買付者親会社の株式を取得するために必要となる手続を実施することについても合意することで方向性が一致するに至りました。

(後略)

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

③ 本公開買付け後の経営方針

(訂正前)

(前略)

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト (MBO) に該当いたします。上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載したとおり、寺西豊彦氏、寺西廣行氏、寺西忠幸氏及び公開買付者は、公開買付者を存続会社、対象者を消滅会社とし、公開買付者親会社の普通株式を合併対価とする本合併を実施し、公開買付者が本合併の対価となる公開買付者親会社の株式を取得するために必要となる手続等を実施する予定です。その結果、最終的には、寺西豊彦氏、寺西廣行氏及び寺西忠幸氏の公開買付者親会社の普通株式の所有割合の合計と、本公告日現在において公開買付者親会社の完全親会社であるBCPE Knight Cayman, L.P.の所有割合が原則として40対60となる数の公開買付者親会社の普通株式を所有する予定です。なお、寺西廣行氏が最終的に公開買付者親会社の株式の一部を保有するための取引については、現時点で具体的な方法については合意しておりませんが、本合併の効力発生前に寺西豊彦氏から対象者株式の一部を譲り受ける方法、又は本合併の効力発生後に寺西忠幸氏又は寺西豊彦氏から公開買付者親会社の株式の一部を譲り受ける方法等を検討しております。また、本合併の合併比率につきましても、公開買付価格の均一性規制 (法27条の2第3項) に抵触しないよう、適切な合併比率を定める予定です。すなわち、合併対価となる公開買付者親会社の1株あたりの株式価値は、公開買付完全親会社が本公開買付けや本件スクイーズアウト手続きに必要な資金の借入れを行う関係で対象者株式の価値よりも低くなっており、それを加味した上で、合併対価を受け取る株主が、実質的に本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格以上の対価を受け取ることはないよう、適切な合併比率を定めることを想定しております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト (MBO) に該当いたします。上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載したとおり、寺西豊彦氏、寺西廣行氏、寺西忠幸氏及び公開買付者は、公開買付者を存続会社、対象者を消滅会社とし、公開買付者親会社の普通株式を合併対価とする本合併を実施し、公開買付者が本合併の対価となる公開買付者親会社の株式を取得するために必要となる手続等を実施する予定です。その結果、最終的には、寺西豊彦氏、寺西廣行氏及び寺西忠幸氏の公開買付者親会社の普通株式の所有割合の合計と、本公告日現在において公開買付者親会社の完全親会社であるBCPE Knight Cayman, L.P.の所有割合が原則として40対60となる数の公開買付者親会社の普通株式を所有する予定です。なお、寺西廣行氏が最終的に公開買付者親会社の株式の一部を保有するための取引については、現時点で具体的な方法については合意しておりませんが、本合併の効力発生前に寺西豊彦氏から対象者株式の一部を譲り受ける方法、又は本合併の効力発生後に寺西忠幸氏又は寺西豊彦氏から公開買付者親会社の株式の一部を譲り受ける方法等を検討しております。また、本合併の合併比率を定めるにあたっては、公開買付価格の均一性規制 (法27条の2第3項) に抵触しないよう、対象者株式の価値は本公開買付価格を上回らない価格で評価し、また、本合併の合併比率の前提となる公開買付者親会社の株式価値の算定に当たっては、公開買付者親会社が本公開買付けや本スクイーズアウト手続きに伴い資金の借入債務を負担することとなることを考慮したうえでこれを算定し、その結果、本合併の効力発生日の寺西豊彦氏、寺西廣行氏及び寺西忠幸氏の公開買付者親会社の普通株式の所有割合の合計とBCPE Knight Cayman, L.P.の所有割合は、概ね40対60となる予定です。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

⑤ 本株主間契約

(訂正前)

(前略)

(イ) 公開買付完全親会社及び新麒麟堂ホールディングスのガバナンスに関する合意

(後略)

(訂正後)

(前略)

(イ) 公開買付者親会社及び新麒麟堂ホールディングスのガバナンスに関する合意

(後略)

2. 訂正の理由

本公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、法第27条の7第1項に基づき、公告を行うものです。

以 上